

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成 31 年 4 月 26 日付 [※任期：H31. 8. 31 まで]

サービス統計・企業統計部会（港湾調査関係）

専門委員 山口 裕之（株式会社日通総合研究所 Sales Development Unit

Account Officer)